

令和3年 第12回浅口市農業委員会議事録

令和3年11月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	欠
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	出
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 畝山 善生                      書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第39号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第40号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第41号 農用地利用集積計画について

議案第42号 浅口農業振興地域整備計画の変更について

日程第4 報告事項

報告第23号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

報告第24号 農地法施行規則該当転用届について

報告第25号 形状変更届について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和3年12月15日（水））

開会（午後１時３０分）

議長 それでは、これより令和３年第１２回浅口市農業委員会を開催いたします。  
ただいまの出席議員は１２名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。ご承知のとおり、岡山県は１０万人当たりの感染者数が芳しい状況ではありません。これに伴い、前回に引き続き会議時間短縮のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこと、事務局説明は簡潔に行うこととしますが、ご異議ありませんでしょうか。

委員 異議なし声

議長 それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。  
日程第１、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において、１番渡邊委員、１番梶原委員を指名いたします。  
日程第２、会期の決定についてを議題とします。  
会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、会期を本日１日とします。  
日程第３、議事に移ります。  
議案第３９号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。  
６０１番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は２ページになります。  
議案第３９号農地法第３条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和３年１１月１５日提出。  
番号６０１、土地の所在地、鴨方町益坂。畑、１，００２平方メートル。  
譲受人は、鴨方町益坂、７５歳、自営業兼農業。譲渡し人は、東京都府中市、７３歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図の１、２のところ、場所は益坂の大川神社から北へ１００メートルぐらいのところ。今現状は、稲を刈った状態できれいになってます。地元の方が受けることになりましたから特に問題はないと思いますので、審議のほうをよろしく願います。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。  
それでは、６０１番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局長 続きまして、611番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局長 番号611、土地の所在地は全て鴨方町益坂です。

事務局長 611-1、田、1,002平方メートル。

事務局長 611-2、田、41平方メートル。

事務局長 611-3、田、413平方メートル。

事務局長 譲受人は、倉敷市水島、56歳、会社員兼農業。譲渡し人は、東京都府中市、73歳、無職。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

事務局長 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委員 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図は1と2のところですか。大川神社から東へ50メートルぐらい。現状は、稲刈りが終わってきれいになっていました。地元の方が譲受けになりましたから、問題ないと思いますから、よろしく審議のほうをお願いします。

委員 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

委員 なし声

委員 質疑なしと認めます。

委員 それでは、611番についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、612番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号612、土地の所在地、鴨方町益坂。

事務局 田、606平方メートル。

事務局 譲受人は、鴨方町益坂、51歳、会社員兼農業。譲渡し人は、兵庫県西宮市、80歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は、贈与です。

事務局 譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

委員 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図は3、4ページになりますけど、大川神社を中心にして、東へ大体250メートルぐらい。農免道の北の部分になります。所有者も兵庫県在住であり、地元の方、益坂の方が譲り受けることになりましたから特に問題ないと思いますので、審議よろしくをお願いします。

委員 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

委員 質疑なしと認めます。

委員 それでは、612番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

委員 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、613番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号613、土地の所在地、鴨方町益坂。畑、273平方メートル。

譲受人は、鴨方町益坂、59歳、農業。譲渡し人は、兵庫県西宮市、80歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 これも地図は5、6ページで、益坂の大川神社から北へ大体700メートルぐらい。今の所有者は兵庫県在住であり、地元の方が譲り受けることになりましたから、草もしっかり刈ってくれようりますから問題ないと思います。審議のほうよろしくお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、613番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、617番の件について、事務局の説明を求めます。

番号617、土地の所在地、鴨方町本庄。田、538平方メートル。

譲受人は、鴨方町本庄、89歳、農業。譲渡し人は、鴨方町小坂東、81歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委 員 場所は、地図で7、8ページで、鴨方インターチェンジを西へ700メートルぐらい。本庄の、向こうの、杉谷川からちょっと南へ入ったところの田んぼです。労力不足で譲るという格好になりました。特に問題ないと思いますので、よろしく審議のほうをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

委 員 それでは、617番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、618番の件について、事務局の説明を求めます。

番号618、土地の所在地、金光町地頭下。田、808平方メートル。

譲受人は、倉敷市船穂町、48歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町地頭下、32歳、会社員。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

中古住宅と同時の案件でございます。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

なお、本件は今年4月の委員会では今回の譲渡し人が譲り受けた物件をそのまま譲り渡すものでございます。本市では、農地法第3条で取得した農地は3年農地転用を制

限しておりますが、所有権移転については問題ございません。  
説明は以上です。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委 員 2番渡邊です。地図は、9ページ、10ページになります。地頭下の新池から北へ100メートルほど入ったところなのですが、本件は譲渡しと譲受人で中古住宅と同時に農地を譲り受けるということです。農業経験もあり、特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、618番の件についてご異議ありませんか。  
委 員 異議なし声  
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
事務局 続きまして、622番の件について、事務局の説明を求めます。  
番号622、土地の所在地、鴨方町六条院中。畑、1,232平方メートル。  
譲受人は、鴨方町六条院中、72歳、農業。譲渡し人は、鴨方町六条院中、65歳、農業。譲受けの理由は、増反。譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。  
委 員 11番渡邊です。この案件の場所は、国道2号線のナンバホームセンターの東側の信号を南へ500メートルぐらい行った西側になります。現在、譲受人のほうで耕作をしており、譲渡し人はもう管理ができないということで譲り渡すことになりました。問題ないと思います。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑なしと認めます。  
それでは、622番の件についてご異議ありませんか。  
委 員 異議なし声  
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。  
事務局 続きまして、624番の件について、事務局の説明を求めます。  
議案書は、3ページになります。  
番号624、土地の所在地は、全て鴨方町本庄です。  
624-1、田、487平方メートル。  
624-2、田、271平方メートル。  
譲受人は、鴨方町本庄、73歳、農業。譲渡し人は、鴨方町本庄、75歳、農業。  
譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。  
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議 長 次に、7番柚木委員、補足説明をお願いします。

委員 地図でいうと13、14になります。場所は、鴨方インターの北西約700メートル。この2つの物件は道を挟んで両田んぼになります。今現状は稲刈りが終わってきれいなものですから、お米もできようるものですから問題ないと思いますから、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、624番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、629番の件について、事務局の説明を求めます。

番号629、土地の所在地、金光町佐方。田、283平方メートル。

譲受人は、金光町佐方、48歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町佐方、79歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。場所のほうは、2号線の三和から西にちょっと行ったところのパチンコ屋とそれからほっかほっか亭の間の道を南へ200メートルぐらい行ったところ、630の部分の地図と一緒に載ってますけれど、疎水沿いの農協団地のちょうど南側に当たるところです。西と東に分かれていて、29のほうは西側の405-3のほうです。こちらのほう、今は譲受人のほうが耕作をされまして、何か農協を通して借りてたのを今度は譲渡し人のほうが農協をやめて、直接手に渡るというふうに聞いております。特に問題はないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、629番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

事務局 続きまして、630番の件について、事務局の説明を求めます。

番号630、土地の所在地、金光町佐方。田、243平方メートル。

譲受人は、金光町佐方、36歳、会社員兼農業。譲渡し人は、金光町佐方、79歳、農業。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、3番友田委員、補足説明をお願いします。

委員 3番友田です。場所のほうは、先ほどの629のちょうど西側になります。今は一部作物を植えてますけれど、残りは何もしてないところです。譲受人のほうは、ちょうどこの北側にお住まいの方で、これからやっていくということなんで、特に問題は

ないかと思います。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、630番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　続きまして、631番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　番号631、土地の所在地、鴨方町深田。畑、558平方メートル。

　　　　　　譲受人は、鴨方町深田、66歳、会社員兼農業。譲渡し人は、岡山市北区、90歳、無職。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

　　　　　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。

議長 　　次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 　　6番佐藤です。地図は、17、18ページになります。場所は、天草池のすぐ西側に鴨方の図書館がありますが、そのすぐ北側にタカキベーカリーの寮があります。その寮の道を挟んだすぐ西側にあります。譲渡し人と譲受人はおじさんとおいの関係になりまして、昔と違いますか、別れるときに分け地として出した土地のようです。高齢でもあるし、この人の息子さんもおられるんですけども、この土地を見たことがないというようなことから、もうこれは本家に返そうというような話から今回の審議になったようです。別に問題なかろうかと思われま。ご審議よろしくをお願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

　　　　　　それでは、631番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

　　　　　　議案第40号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

　　　　　　614番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　議案書は、4ページになります。

　　　　　　議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和3年11月15日提出。

　　　　　　番号614、土地の所在地は全て鴨方町小坂東です。

　　　　　　614-1、田、357平方メートル。

　　　　　　614-2、畑、13平方メートル。

　　　　　　614-3、畑、25平方メートル。

　　　　　　譲受人は、笠岡市、不動産事業者。譲渡し人は、岡山市北区、83歳、農業。転用目的は、露天駐車場です。施設の概要は、駐車場4台及び進入路を設置。全体面積は

395平方メートルです。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 8番の虫明です。地図のほうは、19、20ページのほうになります。現地は鴨方西幼稚園から北東へ400メートル、県道の里庄地頭上線から日原地区のほうへ上がる上がり口付近に位置しております。現状は耕作はされておらず、草刈りで管理されているような状況で、譲渡し人は岡山のほうにおられて、今後、どうするかということを検討されておったようですけれども、このたび話がまとまったということです。水利委員、土木委員の許可も得ておりますし、近隣の状況を見ても問題がないと思われまので、ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、614番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、619番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号619、土地の所在地、金光町占見。田、542平方メートル。

譲受人は、金光町、不動産事業者。譲渡し人は、金光町占見、72歳、会社員兼農業。転用目的は、分譲住宅地。施設の概要は、分譲住宅3区画です。農地区分は第3種で一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。地図では、21、22ページになります。場所は、占見のコミュニティハウスのすぐ東側というふうな形です。宅地造成が進んでおるような用途地域の農地であり、ここは草をいつも刈ってきれいにはしとんですが、この都度売却することになったものです。土木委員の承諾もあり、特に問題はないと思われまので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、619番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、621番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号、621、土地の所在地、金光町占見新田。田、641平方メートル。

譲受人は、岡山市南区、60歳、不動産事業者。譲渡し人は、金光町占見、73

歳、農業。転用目的は、長屋建住宅。施設の概要は、長屋建住宅1棟、179.32平方メートル。木造2階建てアルミ亜鉛メッキ鋼板葺き、駐輪場等を併設いたします。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 2番渡邊です。地図は、23、24ページになります。場所は、国道2号線のみわ病院のところをずっと北へ行ったところですが、里見川のすぐ土手の下のほうになるんですが、井戸居住宅の中の団地の中にある農地です。土地を見ましたら、きれいにいつもされとるようだったんですが、農業をするのもなかなか大変ということで、土地を譲るということになったものです。土木委員の承諾ももらってますし、特に問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、621番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、626番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号626、土地の所在地、鴨方町深田。畑、286平方メートル。

譲受人は、鴨方町鴨方、32歳、会社員。譲渡し人は、鴨方町深田、88歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟105.25平方メートル、木造平家建て瓦葺き、建蔽率36.79%。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委 員 6番佐藤です。地図は、25、26ページになります。場所は、鴨方小学校から500メートルぐらい西へ行ったところに鴨方クリニックという病院がありますが、その病院から南へ100メートルぐらいのところに位置します。譲渡し人がもう高齢で農業ができなくなったということからの売却で、不動産業者が紹介して入られるような感じになつとるようです。別に問題ないかと思われます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、626番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、627番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号627、土地の所在地、鴨方町深田。畑、194平方メートル。  
譲受人は、寄島町、66歳、会社員。譲渡し人は、鴨方町深田、88歳、農業。転用目的は、一般住宅です。施設の概要は、居宅1棟、97.47平方メートル。木造平家建て瓦葺き、建蔽率41.55%。農地区分は第3種で、一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。先ほどの土地と同じ、隣接してまして、理由も同じようなことでもあります。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、627番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして、628番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号628、土地の所在地、鴨方町鴨方。畑、188平方メートル。  
譲受人は、鴨方町深田、不動産事業者。譲渡し人は、兵庫県加古川市、54歳、会社員。転用目的は、建て売り住宅です。施設の概要は、建て売り住宅2棟、115.92平方メートル。木造平家建て瓦葺き、建蔽率は32.50%から32.53%。農地区分は第2種ですが、当該転用目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 6番佐藤です。地図は、27、28ページになります。場所は、鴨方の町家郵便局の北側約100メートルぐらいのところになります。ちょうどこの土地に隣接した宅地がありますが、これをこの譲受人の業者が買われて、ついでにこの土地に隣接したのがこの田んぼになりまして、そこでここも一緒にという話になったようですが、別に何ら問題ないかと思われまます。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

委員 それでは、628番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議長 続きまして、633番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 番号633、土地の所在地は、全て鴨方町六条院中です。  
633-1。田、808平方メートル。  
譲渡し人は、鴨方町六条院中、65歳、農業。

633-2。田、675平方メートル。

633-3。登記地目、田、現況地目、畑、278平方メートル。

633-4。登記地目は田、現況地目は畑、1, 133平方メートル。

譲渡し人は、鴨方町六条院中、94歳、無職。

633-5。田、274平方メートル。

譲渡し人は、倉敷市羽島、77歳、農業。譲受人は、いずれも岡山市北区宅地建物取引事業者。転用目的は、建て売り住宅。施設の概要は、建て売り住宅13棟、710.45平方メートル。木造2階建て瓦葺き、建蔽率は27.04%から32.55%、全体面積は3,362.99平方メートルです。農地区分は第3種及び第2種ですが、当該目的を達成できる他の土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。

議長 次に、10番山下、私の担当地区ですので、説明をさせていただきます。

位置図は29、30ページであります。場所は、竜王池という池があるんですが、道を挟んですぐ南になります。5年ほど前から低地、低いところの土地であるために排水が悪く、またイノシシ等の被害によって耕作がされておられません。ということで、別に問題はないのではないかと思われれます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

それでは、私から説明しました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、633番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することにいたします。

議案第41号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

ただし、藤丘委員が当事者となっている案件がありますので、農業委員会法第31条の規定による議事参与の制限により、藤丘委員につきましては当該案件の審議が終了するまで退席をしていただきます。

(藤丘委員 退場)

議長 それでは、説明をお願いします。

事務局 議案書は、6ページになります。

議案第41号農用地利用集積計画について。令和3年11月15日提出。

説明をいたします。

今回の議案番号35番から38番の4件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。

利用権設定を受ける者は4名、農地は6筆です。更新が2筆、新規が4筆であります。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

契約期間は、3年未満が2筆、3年以上6年未満が2筆、10年以上が2筆です。

次に、7ページに移ります。

1の(1)地目別設定面積については、田、3,996平方メートル、畑、554平方メートル、計4,550平方メートルです。

以上となりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

藤丘委員に入室をしてもらってください。

(藤丘委員 入場)

議長 藤丘委員に報告します。議案第41号については承認をされました。

以上です。

議案第42号浅口農業振興地域整備計画の変更についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は別冊のものになります。

議案第42号浅口農業振興地域整備計画の変更について。令和3年11月15日提出。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、浅口市長から農業振興地域整備計画の変更について意見を求められていますので、ご協議のほうをよろしくお願いたします。

1ページをご覧ください。

現在の農用地等利用計画総面積は、733.5ヘクタールです。転用計画に伴い農振除外の申請のあったもの3件、0.4ヘクタール、編入面積はございません。変更後の総面積は、733.1ヘクタールです。

個別の案件の説明をいたします。

4ページをご覧ください。

番号1、土地の所在は5ページのとおり全て鴨方町深田でございます。

登記地目、田、8筆、登記面積の合計4,531平方メートルのうち、除外面積3,502平方メートルです。場所は、深田にあります浅口市リサイクルセンターの南側に位置します。変更理由は、申請地の周辺は利便性がよく、学校、病院、スーパーなども近く、生活環境もよいため、申請者の不動産事業者は、一戸建て住宅の需要が見込まれることから建て売り住宅の開発を計画し、このたび当該農地の農振除外を申請したものでございます。転用目的は、建て売り住宅11棟です。全体面積は3,502平方メートル、建築面積は11棟で897.16平方メートル、道路808.52平方メートル、建蔽率は32.41%から41.09%です。

次の案件でございます。

8 ページをご覧いただきたいと思います。

番号2、土地の所在、鴨方町地頭上。田、登記面積146平方メートルのうち、2.25平方メートルを除外するもので、場所はオペラハウス鴨方の北側の県道沿いでございます。

申請者は認定電気通信事業者で携帯電話基地局設置のため、当該農地の一部を農振除外するものであります。

最後の3件目の案件です。

10 ページをご覧いただきたいと思います。

次の案件は、転用を伴うものではございません。農業振興地域制度に关しますガイドライン第16の1、いわゆる非農地判断に伴い除外をするものでございます。

番号3、土地の所在、寄島町。地目、山林、登記簿面積及び除外面積473平方メートル。

この土地は、整備計画策定時は農地でございましたが、その後の農地パトロールの結果等で現況が山林となっていることを確認し、非農地判断をしたものでございます。また、法務局からの照会に対して、非農地と回答している案件でございます。

なお、10月25日、岡山県備中県民局と各案件の現地を確認し、いずれの案件も全て農振除外の要件を満たしているため農振除外はやむを得ないと判断し、県との連絡調整を図ったものでございます。本日ご承認をいただければ、浅口市長へ許可相当の答申をします。その後、岡山県へ進達され、県の同意が得られましたら申請者に許可書が交付される予定でございます。それを受け、必要な案件は申請者が改めて農地転用の申請をする運びとなります。

説明は以上です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

日程第4、報告事項に移ります。

報告第23号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は、本日の議案のほう、議案書の8ページになります。8ページのほうをご覧いただきたいと思います。

報告第23号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和3年11月15日提出。

番号623、土地の所在地、鴨方町本庄。田、487平方メートル。同じく田、2

71平方メートル。

借受人は、鴨方町本庄、73歳、農業。貸出人は、鴨方町本庄、75歳、農業。合意年月日は令和3年10月16日、引渡し年月日は令和3年10月30日です。

続きまして、番号625、土地の所在地、鴨方町深田。畑、480平方メートル。

借受人は、鴨方町鴨方、44歳、会社員。貸出人は、鴨方町深田、88歳、農業。合意年月日、引渡し年月日は、令和3年9月10日です。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第24号農地法施行規則該当転用届についてを議題とします。

610番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は、9ページになります。

報告第24号農地法施行規則該当転用届について。令和3年11月15日提出。

番号610、土地の所在地、鴨方町六条院中。畑、928平方メートルのうち、196平方メートル。

申請人は、鴨方町六条院中、38歳、会社員兼農業。施設の概要は、農業用倉庫1棟、51平方メートル、進入路を併設いたします。農地区分は第2種で、利用は農業用施設でございます。

説明は以上です。

議長 次に、11番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 11番渡邊です。この案件の場所は、国道2号線、ナンバホームセンターから東側へ行った信号を南へ1キロぐらい入った西側になります。農業用倉庫として使用するということで、土木委員の許可も得ており、大丈夫だと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。

質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

報告第25号形状変更届についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書は、10ページになります。

報告第25号形状変更届について。令和3年11月15日提出。

番号615、土地の所在地、鴨方町六条院東。田、435平方メートルのうち、119平方メートル。

申請人は、鴨方町六条院中、78歳、農業。変更理由は、田を畑にするため、30から40センチの盛土及びブロックを設置するものでございます。

続きまして、番号620、土地の所在地、鴨方町深田。田、336平方メートル。

申請人は、鴨方町深田、77歳、農業。変更理由は、田を畑にするため、40センチの盛土及びコンクリートの擁壁を設置するものです。

説明は以上です。

議 長 ただいま説明がありました。質疑はありませんか。  
委 員 なし声  
議 長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。  
日程第5、その他に移ります。  
事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

事務局 ①耕作放棄地の解消策について（投書分）  
②農地法第3条による農地取得後の農地転用について  
③中間管理事業農地のマッチングについて  
④農業委員会事業の中止について  
⑤次回の委員会について

議 長 以上で終わりにします。ご苦労さまでした。

閉会（午後3時03分）

